

第 2 回役員会議事録

日時：平成 19 年 5 月 10 日（木）17：30～20：20

場所：聖路加看護大学 1 階会議室

出席者：（役員）井部、野嶋、安酸、村嶋、深山、中村、中西、小西、小泉、井上、坂本、
（事務局）山口、畠山、山田、野村（記録）

欠席者：なし

【配布資料】

資料 1-1 平成 19 年度第 1 回役員会議事録（案）確認

資料 2-1 会長指名幹事について

資料 3-1 新会員校一覧

資料 4-1 規約・申し合わせ事項の改定について

資料 4-2 日本看護系大学協議会規約

資料 4-3 日本看護系大学協議会申し合わせ事項

資料 5-1 専門看護師教育課程認定規定改正（案）、専門看護師教育課程認定細則改定（案）

資料 6-1 平成 19 年度事業活動計画書

資料 7-1 日本看護系大学協議会 平成 19 年度予算（案）

資料 8-1 平成 19 年度日本看護系大学協議会総会次第（案）

資料 9-1 日本看護系大学協議会各委員会会計要領（案）

1. 平成 19 年度第 1 回役員会議事録（案）確認

第 1 回役員会議議事録確認の後、承認された。

2. 会長指名幹事について

会長指名幹事として、井上智子氏（東京医科歯科大学）、坂本すが氏（東京医療保健大学）の両名が会長から推薦され、承認された。

3. 新会員校の紹介

事務局より、平成 19 年度新設校 13 校、平成 18 年度新設校 2 校の入会申し込みについて報告があった。申し合わせ事項の入会資格（第 2 章第 2 項）改定後は、省庁大学校を含み 16 校となることが確認された。

4. 規約、申し合わせ事項の改定について

会長より、第 1 回役員会の決定事項を踏まえて作成した資料に基づき、総会に諮る改正案が説明された。

- ・規約第 5 条 5 項に監事の選出を加え、以下の条文とする。「会長は役員の中から監事 2 名を推薦し、役員会の承認を経て総会に報告する」
- ・規約第 6 条 5 項として監事の役割を加え、以下の条文とする。「監事は役員の実務執行と資産および会計の状況を監査する。資産および会計の状況または役員の実務の執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告する」
- ・申し合わせ事項第 2 条（入会資格）にある看護系大学には、省庁大学校を含めることと

し、以下の条文とする。「看護系大学である教育機関が入会資格を有するものとする。ここでいう看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させる4年制大学及び省庁大学校をいう」

- ・申し合わせ事項第13条に、申し合わせ事項改廃の手続きとして、「日本看護系大学協議会申し合わせ事項の改廃は役員会で決定し、総会に報告する」を加える。

規約、申し合わせ事項の改定案は、原案通り承認され、総会で諮ることとした。

会長より、議事進行上、新会員校紹介前に申し合わせ事項第2条を審議する必要がある、総会における諮り方を検討することが提案された。

- ・前年度役員会からの引継ぎ事項として総会で報告事項とすることは可能か（井部）。省庁大学校を認めるに至った経緯は役員会の議事録にしかなく、会員校に周知されていない（村嶋）。役員会の報告事項とするのには異論があるだろう（野嶋）。入会資格という事柄に鑑みて、総会で諮ることを提案してはどうか（中西）などの意見があり、総会開会直後に、申し合わせ事項第2条の改定を審議することで一致した。

申し合わせ事項第2条看護系大学の定義について、「保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させる4年制大学」の表現の曖昧さが指摘され、3つの資格のうちいずれかの受験資格の取得であることが確認された。

5. 専門看護師教育課程認定規定改正について

井上委員長（専門看護師教育課程認定委員会）より、第1回役員会を踏まえて作成した資料に基づき、総会に諮る改正案が説明された。

- ・専門看護師教育課程認定規定第4条、会長の役割を整理するため、認定委員会から会長を削除し、文言を整理する。
- ・専門看護師教育課程認定規定第13条、更新手続きに関する条文として、審査料、審査回数と方法を加える。
- ・専門看護師教育課程認定細則第9条、認定委員会において見直す範囲を教育課程基準と審査規準と明記する。
- ・専門看護師教育課程認定細則の更新手続きに伴って、細則第15条に更新書類と手続きを加える。
- ・専門看護師教育課程認定細則第18条、委員会が迅速に対応するため、細則の改正を認定委員会で決定し、役員会の承認をうるように改める。

専門看護師教育課程認定委員会の構成について、次のような意見交換があった。

- ・「有識者」は、実際に教育を担当した経験をもつ人材がいない時代に必要な構成員であり、各分野が発展し、教育に携わる者も増えているので、委員から有識者を除いてもいいのではないかと（中西）。大学院責任者の任を離れていて専門分野に造詣の深い人を委員としたい場合、有識者が必要となる（野嶋）。新しい領域が認定されていく過程においては、必要な措置といえる（中西）。有識者は若干名とあるが、存在しないという解釈が可能か（安酸）。若干名は存在しないという解釈は成立しない（中西）等の意見があり、「有識者若干名」は現行どおり構成委員とすることとした。
- ・教育課程認定委員会には、専門看護師教育に携わっている教員しか委員になれないのか、閉鎖的に感じている会員校もあるようだ（村嶋）。教育課程認定委員会の分化会については、教育をしている者に限定されている（野嶋）ことが確認された。
- ・専門看護師教育課程認定細則第18条の改定は、説明の趣旨どおりであれば、原案にある「認定委員会および役員会の承認」という文言と合致しないとの指摘があり、「認定委員会の議を経て、役員会で承認を得る」よう改めることとした。

井上委員長から、「成人看護（慢性）」を「慢性看護」へと名称変更することが提案され、承認された。

6. 平成 19 年度各委員会の活動計画と委員の承認

常設委員会

専門看護師教育課程認定委員会

井上委員長より、資料に基づき、活動の趣旨と計画、構成メンバーが説明された。次のような意見交換の後、承認された。

- ・説明会で多い質問をまとめた Q & A を公表してはどうか（中西）、将来的には進めたいが、ホームページの充実を先行する課題としたい（井上）
- ・委員負担の軽減方法の検討が必要（村嶋）、専門の事務職を置く必要がある（井上）
- ・審査の厳しさが質保証に貢献しており、対外的にも評価されている点である（中西）

高等教育行政対策委員会

井部委員長より、資料に基づき、活動の趣旨と計画、構成メンバーが説明された。活動趣旨は、行政への働きかけ等の対外的な事項が優先されるべきではないかとの指摘に基づき、活動趣旨を改めることとした。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会

安酸委員長より、2名の委員が交渉中であることを含め、資料に基づき、活動趣旨と計画が説明され、承認された。

看護学教育研究倫理検討委員会

小泉委員長より、資料に基づき、活動の趣旨と計画、構成メンバーの説明があった。次のような意見交換の後、活動趣旨を看護学教育における倫理的課題の探求とし、活動計画から研究倫理に関する組織整備や取り組みの検討を削除することとなった。

- ・研究倫理に関する組織の整備や取り組みの検討は、大学の自治の問題であり、入会校からの問い合わせにも、自律的に検討すべき課題であることを伝えるのが役割であろう（中西）
- ・看護基礎教育における倫理教育に特化して始めた委員会だが、次の段階へ活動を発展させるべきではないか（野嶋）。学生が体験するアカデミック・ハラスメント、実習でのセクシュアル・ハラスメント、医療現場に残る患者へのハラスメントの実態等、重要課題に絞り込んでどうか（中西）

広報・出版委員会

小西委員長より、メンバーは阿曾洋子氏（大阪大学）を加え、その他は交渉中であることを含め、資料に基づき、活動の趣旨と計画が説明された。意見交換の後、ホームページの充実を活動趣旨に加えることとなった。

臨時委員会

高度実践看護師制度推進委員会

野嶋委員長より、がん、小児、僻地看護の委員は交渉中であることを含め、資料に基づき、活動趣旨と計画が説明された。次のような意見交換の結果、原案通り承認された。

- ・専門看護師制度発足時は、需要調査を行った。開業医対象に今回は行ってみたいかどうか。現実的裏づけが制度作りには必須である（中西）。専門看護師更新の必要要件を満たすには、公的機関や教育機関の常勤では困難という話もきく（中村）。雇用は、看護管理者を始めとする管理者の認識次第で異なっている。マーケット拡大のため

の体制、組織作りを考える必要がある（中西）。高度実践看護師の需要を把握すること、活用のあり方は来年度の課題としたい（野嶋）。

- ・麻酔看護師については、現状の看護師のアセスメント能力からすると現実性がないのではないかと（中西）。麻酔看護師については、医学界でも葛藤が生じている（井部）専門職大学院を進める国の方針もあるので、ANPの制度全体で考えれば、葛藤を抱えつつもチャンスととらえて進めたい（野嶋）。

看護学教育評価機関検討委員会

村嶋委員長より、資料に基づき、活動の趣旨と計画の説明があり、次のような意見交換の後、活動趣旨の文言を整理することとした。

- ・大学基準協会の作業量を見ると、法人化、事務局確保等と重ねて計画遂行していく必要がある（深山）。今年度は事務所確保を行い、公益法人法の改正にあわせて平成21年度法人化をめざしてはどうか（井部）

役員推薦委員会

野嶋委員長より、役員外の委員として志自岐康子氏（首都大学東京）を加えることを含め、資料に基づき、活動の趣旨と計画について説明があり、承認された。

- ・委員数は奇数のほうが採決しやすい、設置主体の多様性を検討して選出する必要がある（中西）。これまでの経緯を理解している人と、新しい人材の登用を念頭に選出方法の検討を進める（野嶋）。

日本・韓国 看護学博士課程質向上のためのジョイント・ワークショップ

村嶋委員長より、ワークショップ開催の経緯、田高悦子氏（横浜市立大学）を委員に加えること、資料に基づき、活動の趣旨と計画について説明があった。次のような意見交換の後、臨時委員会の一つとして、「国際交流推進委員会」と名称を改めることとした。

- ・ワークショップが1回の予定であれば、委員会活動よりはむしろ、事業計画としたほうがよい（井部）。国際交流の意義から考えれば、臨時委員会の活動計画のひとつとして位置づけることもできる（村嶋）。

事務所整備担当プロジェクト

委員長 村嶋

村嶋委員長より、資料に基づいて説明があり、意見交換の後に、名称を「事務所整備プロジェクト」に改め、分掌者ならびに代表を坂本すが役員に改めることとなった。

7. 平成19年度予算案について

事務局より、委員会予算は申請どおりとし、昨年度実績、今年度事務局担当学校の実情にあわせて予算案を立案したこと、本会としての将来構想は目標額2000万円であることが過去の記録よりわかったこと等が説明された。

次のような意見交換の後、説明を要する事項については「備考」に根拠を明記し、国際交流推進委員会の経費については改めて予算化することとした。

- ・高等教育行政対策委員会の平成19年度予算が、決算額に比して大きすぎる（中西）との指摘に対し、前年度委員会活動が平成19年4月にずれ込んだ実態報告（井部）、活発な活動が期待される委員会である（坂本）等の意見があり、申請どおりとし、備考欄に繰越決算等を記すこととした。
- ・看護学教育研究倫理委員会作成予定の印刷物について、広報・出版委員会で予算化の予定があるか（小泉）確認があり、ホームページ掲載として組み込むことが可能である（小西）ことを確認し、広報・出版委員会での予算化はしないこととなった。

8. 平成 19 年度総会の運営について

委員会報告は 2 分ずつとし、専門看護師教育課程認定委員会報告は井上委員長、庶務報告については村嶋幹事、予算案説明は事務局が担当することとした。

9. 各委員会会計要領

事務局より、会計士の監査を受けることを念頭に、3 ヶ月ごとの会計報告の各委員会への依頼、出納帳のつけ方の説明会開催が提案され、原案通り承認された。

10. 事務局報告

総会の申し込み状況について、総会には、代表者 148 名、同行者 83 名の合計 231 名、懇親会には、代表者 85 名 同行者 37 名の合計 122 名の申し込みがあった。

日本看護系大学協議会名簿については、14 校の名簿が未着である。庶務担当役員に報告し、懇親会等でアナウンスする。

メイリングリストを使って広報したいという会員校の申し出があった。名簿の目的外使用にあたることと、事務局の作業量からみて慎重に対応する必要がある（中西）等の意見があったが、情報交換という観点から事務局でホームページに掲載し、今後の作業量を把握し、検討していくこととした。

第 3 回役員会日程

9 月 17 日（月・祝日）13：00～16：00